

定例教育委員会

議案

議案第25号

坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について

坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成27年12月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
施行規則（平成19年坂井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号アを次のように改める。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平
成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年坂井市教育委員会規則第1号)新旧対照表

	改正案（新）	現行（旧）
（定義） 第2条	（略）	（定義） 第2条 （略）
2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。
（1） （2）電子証明書 次に掲げるもので教育委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。		（1） （2）電子証明書 次に掲げるもので教育委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。
ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に 關する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用 電子証明書		ア 電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に關する法律(平成14 年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書
イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の 規定に基づき登記官が作成した電子証明書		イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の 規定に基づき登記官が作成した電子証明書
ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者が電子署名を行 つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの 者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で あって、教育委員会が定めるもの		ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者が電子署名を行 つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの 者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で あって、教育委員会が定めるもの

議案第 26 号

受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について

受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 27 年 12 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、学校開放施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第7条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市学校体育施設の開放に関する条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第33号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(利用時間)	(利用時間)
第4条 体育館、屋外グラウンド及び武道館を利用する時間及び期間は、 <u>別表1</u> に掲げる範囲内とする。ただし、学校教育に支障のある場合を除く。 (使用料の減額又は免除の基準等)	第4条 体育館、屋外グラウンド及び武道館を利用する時間及び期間は、 <u>別表</u> に掲げる範囲内とする。ただし、学校教育に支障のある場合を除く。 (使用料の減額又は免除の基準等)
第7条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。) を受けようとするものは、教育委員会に学校開放施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第7条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除 を受けようとするものは、教育委員会に学校開放施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、学校開放施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるものほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
別表第1 (略)	別表 (略)
別表第2 (第7条関係)	
	区分
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	減免割合 免除
② 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除

③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市体育館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市体育館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市体育館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第35号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>	<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条、条例第10条の規定により使用料の減額又は免除 を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。</p> <p>(説明規定)</p> <p>第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、体育館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p>

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市坂井屋内スポーツセンター条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第37号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、坂井屋内スポーツセンターを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表(第4条関係)	

<u>区分</u>	<u>減免割合</u>
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市グラウンド条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市グラウンド条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市グラウンド条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第39号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>	<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、使用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。</p> <p>(読み替規定)</p> <p>第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、グラウンドを管理する場合において、第2条第1項、様式第2号、様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p>

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定監業務を実施するため必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市武道館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市武道館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市武道館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市武道館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第40号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができます。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるととき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めたとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	(読み替規定)
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、武道館を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市テニス場条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市テニス場条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市テニス場条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市テニス場条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第42号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、テニス場を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとすることは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、テニス場を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>

<u>区分</u>	<u>減免割合</u>
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市ゲートボール場条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市ゲートボール場条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「第7条までの規定」を「第7条まで及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市ゲートボール場条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市ゲートボール場条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第43号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」といふ。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	
(読み替規定)	(読み替規定)
第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、ゲートボール場を管理する場合において、第3条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第5条から第7条まで別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、ゲートボール場を管理する場合において、第3条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第5条から第7条まで別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表（第4条関係）	

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行った場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市三国艇庫条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市三国艇庫条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免区分
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市三国艇庫条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市三国艇条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第44号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、使用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
(読み替規定)	(読み替規定)
第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、三国艇庫を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、三国艇庫を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とあるのは「指定管理者」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「利用料金」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
別表（第4条関係）	

<u>区分</u>	<u>減免割合</u>
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第5条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

3 利用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

4 減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条中「教育委員会」を「坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第12条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 指定管理者が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の規定の例により利用料を減免することができる。

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第45号)新旧対照表

	改正案（新）	現行（旧）
第2条 削除		第2条 丸岡スポーツランドの使用期間及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要があると認めるとときは、これを変更することができる。
第3条 （略）		第3条 （略）
第4条 （略）		（利用料の減額又は免除の基準等）
第4条 条例第10条の規定により利用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるうどするものは、指定管理者に体育施設利用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。		第5条 条例第10条の規定により利用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けるうどするものは、指定管理者に体育施設利用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。		2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいづれかに該当するときは、指定管理者は、利用料を減額又は免除することができます。 (1) 指定管理者が、公益上特に必要があると認めるととき。ただし、あらかじめ坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議しなければならない。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。
3 利用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。		3 利用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、減免の基準について疑義があるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。		4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
第5条 （略）		第6条 （略）

第六条	(略)
第七条	(略)
第八条	(略)
第九条	(略)
第十条	(略)
第十一条	(略)
第十二条	この規則に定めるもののほか、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるとときは、指定管理者に丸岡スポーツランドの利用及び管理について定めさせることができる。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 指定管理者が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

この規則に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、指定管理者に丸岡スポーツランドの利用及び管理について定めさせることができる。

坂井市水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市水泳プール条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

第3条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

第9条中「及び第7条」を「、第7条及び別表」に改める。

別表（第3条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市水泳プール条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市水泳プール条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第41号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第3条　条例第10条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>2　前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>3　使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>4　減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>	<p>(使用料の減額又は免除の基準等)</p> <p>第3条　条例第10条の規定により使用料の減額又は免除</p> <p>を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>2　前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができます。</p> <p>(1)　教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2)　前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。</p> <p>(読み替規定)</p> <p>第9条　条例第3条の規定により指定管理者が、水泳プールを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p>

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行った場合	免除
③ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
④ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市都市公園有料公園施設規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市都市公園有料公園施設規則（平成18年坂井市教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「免除」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第6条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第13条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(使用料の減免に関する経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市都市公園有料公園施設規則の規定の例により使用料を減免することができる。

3 改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、三国運動公園屋内温水プールに関する減免の基準は、当分の間、なお従前の例による。

坂井市公園有料公園施設規則(平成18年坂井市教育委員会規則第49号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）				
<p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第6条 条例第14条第4項の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>	<p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第6条 条例第14条第4項の規定により使用料の減額又は免除 _____ を受けようとするとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。</p> <p>(読み替規定)</p> <p>第13条 条例第10条の規定により指定管理者が、有料公園施設を管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免割合	① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場	免除
区分	減免割合				
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場	免除				

<u>合</u>	
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するためには必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	<u>免除</u>
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	<u>免除</u>
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	<u>50%</u>
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	<u>50%以下</u>

坂井市B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市B & G海洋センター条例施行規則（平成20年坂井市教育委員会規則第7号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「免除」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同条第2項を
次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免
決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第4条に次の2項を加える。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第10条中「及び第6条」を「、第6条及び別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び 施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（使用料の減免に関する経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後
の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市B & G海洋センター条例施行
規則の規定の例により使用料を減免することができる。

3 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、丸岡B & G海洋センターに関する減免
の基準は、当分の間、なお従前の例による。

坂井市B & G 海洋センター条例施行規則(平成20年坂井市教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(使用料の減額又は免除の基準等)	(使用料の減額又は免除の基準等)
第4条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。	第4条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けるとするものは、教育委員会に体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 前項の規定による申請があつたときは、減免の可否を決定し、体育施設使用料減免決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。	2 前項の申請があつた場合において、当該申請が 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 教育委員会が、公益上特に必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において教育委員会が適当と認めるとき。
3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。	3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。
4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	4 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
(読替規定)	(読替規定)
第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、海洋センターを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条、第6条及び別表中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	第10条 条例第3条の規定により指定管理者が、海洋センターを管理する場合において、第2条第1項、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
別表（第4条関係）	区分
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する	減免割合 免除

場合	
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼稚、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市みくに龍翔館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市みくに龍翔館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「使用料」を「入館料又は使用料（以下「入館料等」という。）」に、「次の」を「別表に定める」に改め、同項各号を削り、同項を第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「入館料又は使用料」を「入館料等」改め、同項を第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除
② 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市みくに龍翔館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市みくに龍翔館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第53号)新旧対照表

	改正案（新）	現行（旧）
（入館料等の減免） 第4条（削除）	（入館料等の減免） 第4条 条例第7条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のようにとする。	（入館料等の減免） 第4条 条例第7条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のようにする。
		<p>(1) 市内の小学校、中学校の教職員が教育課程に基づく教育活動として児童生徒を引率し、入館しようとするときは、入館料を免除する。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるととき。</p>
条例第8条の規定により入館料又は使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができる場合は、別表に定めるとおりとする。 (1) (削除)	条例第8条の規定により使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができる場合は、次のとおりとする。 <p>2 条例第8条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 坂井市文化協会が事業計画に基づき使用するときは、この使用料を免除する。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別の事由があると認めるととき。</p>	<p>2 前項の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、みくに龍翔館入館料（使用料）減免申請書（様式第5号）を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、みくに龍翔館入館料（使用料）減免承認書（様式第6号）を交付する。</p> <p>4 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>
別表（第4条関係）	区分	減免割合

	免除
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合 及びその引率する教職員	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館 する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用料金」の次に「（以下「入館料等」という。）」を加え、「次の」を「別表に定める」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	減免割合
① 坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）	免除
② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除
③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で使用する場合	免除
④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%
⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第57号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(入館の減免)	(入館の減免)
第8条 条例第7条又は第10条の規定により入館料又は利用料金(以下「入館料等」という。)を減免することができるのは、別表に定めるとおりとする。	第8条 条例第7条又は第10条の規定により入館料又は利用料金(以下「入館料等」という。)を減免することができるのは、次のとおりとする。
(1) 削除 (2) 削除	(1) 坂井市内外、中学校の児童、生徒が教員の引率で入館するとき。 (2) その他教育委員会等において特別の理由があると認めたとき。

2 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

別表(第8条関係)

区分	減免割合
① 坂井市丸岡城条例(平成18年坂井市条例第120号)第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合(当日に限り)	免除
② 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で使用する場合	免除
③ 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な使用及び施設の設置目的に沿った活動を行なうための自主事業で使用する場合	免除
④ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
⑤ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
⑥ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で使用する場合	50%
⑦ 教育委員会が公益上特に必要であると認められた場合	50%以下

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則（平成27年坂井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に該当すると認めるとときは」を削り、「できる」の後に「場合は、別表に定めるとおりとする」を加え、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 減額後の入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
④ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
⑤ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
⑥ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則(平成27年坂井市教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
(入館料の減免) <p>第3条 条例第8条第2項の規定により、 入館料を減免することができる場合は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) (削除)</p> <p>2 減額後の入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p> <p>別表 (第5条関係)</p>	(入館料の減免) <p>第3条 条例第8条第2項の規定により、次の各号に該当すると認めるとときは、 入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 塾内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教職員が教育課程に基づく教育活動として児童生徒を引率し、入館するとき 全額免除</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(4) 知的障害者で公的機関が発行する療育手帳又は療育手帳に代わる証明書を所持する者が入館するとき 全額免除</p> <p>(5) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき 教育委員会が必要と認める額</p>

<u>用する場合</u>	
③ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合 及びその引率する教職員	<u>免除</u>
④ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館 する場合	<u>免除</u>
⑤ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	<u>50%</u>
⑥ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	<u>50%以下</u>

議案第27号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成27年12月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫